

# 生活扶助基準に関する検討会

## (第1回、第2回)における主な議論

※ この資料は、本検討会の第1回、第2回における主な議論を課題ごとにまとめたものである。

### 1. 評価・検証の方法について

- 前回の専門委員会でとりまとめられた課題である基準の水準、基準の体系、級地差の妥当性について、消費実態を詳細に分析した資料を基に議論したらどうか。

### 2. 生活扶助基準の水準について

#### (1) 基本的な考え方

- 裁判所が判断する健康で文化的な最低限度の生活とは、その時代の経済的、文化的な状況との関係で変わりうるものであり、1円でも下回れば憲法違反になるような絶対的な基準があるという理解には立っていないと思う。
- 生活扶助基準が絶対的な貧困ラインを超えていることは先進国である我が国では当然として、相対的な貧困ラインをどこに求めるかは経済学的には難しく、国民の公平感や適正感で決められるものと思う。
- 水準均衡方式で相対的に基準を設定していると、例えば実際の消費水準が低下していくと生活扶助基準も下がっていく。その際、健康で文化的な最低限度の生活を保障するための絶対的な基準があるのではないか。

## (2) 具体的な水準の評価

- 生活扶助基準を相対的に決めていく場合、その水準はどうあるべきか。
- 夫婦子1人世帯の基準の水準は、概ね妥当なものとなっているのではないか。
- 夫婦子1人の第1・十分位の消費水準は、第3・五分位の7割に達しており、第1・十分位を基準の目安とすることの根拠となるのではないか。しかし、同様に単身世帯を見ると5割となっており、もう少し精査が必要ではないか。
- 第3・五分位との関係では、6割から7割という範囲が国民から一定の支持を得られるのではないか。

## **3. 生活扶助基準の体系について**

### (1) 体系の評価・検証における基本的考え方

- 体系の議論は、水準の議論とは違って、生活保護受給者の中で不公平がないかをみる作業である。

### (2) 世帯人員別の傾斜について

- 世帯人員別にみると、多人数世帯に有利になっている実態はみられる。
- 世帯人員別の傾斜については、1類費と2類費に分けてそれぞれで見ると、基準と消費実態との間に大きな乖離がみられるが、合計で見ると乖離があまりみられない。

- 世帯人員別の消費実態をみたときに、消費支出計だけを近づけるだけでいいか、それとも、1類費、2類費ともに近づける必要があるか議論すべき。

### (3) 年齢階級別の傾斜について

- 年齢階級別の傾斜については、仮に60歳代を1と置いた場合、70歳以上は基準より消費実態がやや低め、20歳代から50歳代まではやや高めとなっている。

### (4) 1類費、2類費の区分について

- 生活扶助基準には、年齢別の1類費と世帯人員別の2類費との区分を必要とする必然的な理由があるのか。
- 現行の基準と消費実態を比較したときに、多人数世帯にギャップがあるとして、それを解決する方法には、体系を変える方法と変えない方法とがある。1類費と2類費に分けている理由が時代に合わなくなっているなら体系を変えてもいいが、一貫した思想があるなら変えられないのではないのか。
- 消費の費目のうち、どれが1類費でどれが2類費かという分類表をみてもおかしいものもある。1類費が65%というのは高すぎる。1類費と2類費の区分をすることによる弊害が大きくなっており、あえて区分しなくてもいいのではないのか。
- 1類費、2類費という考え方は、標準世帯の考え方とも関わるのではないのか。複数人員世帯をイメージすると1類費と2類費を分けるイメージになる。個人を基礎において人数に応じて逡減する発想のほうが時代に合うのではないのか。

## (5) 標準世帯について

- 「標準世帯」の意味、機能を明確にする必要があるのではないか。
- 所得格差の問題を研究していると、近年は雇用形態の多様化とともに、世帯類型の多様化が大きな影響を及ぼしている。夫婦子1人、単身世帯などいくつかの形態をみて基準を考えていくことが必要ではないか。
- 標準5人世帯の時は戦争未亡人を想定しており、明らかに生保受給者のモデルを念頭に置いていたが、標準4人、3人のところでは、一般勤労世帯をイメージして策定されており、考え方に転換がある。これらを整理する必要がある。
- これまで標準世帯は、国民が将来生活保護を利用することを想定した場合の分かりやすさで決まってきたと思うが、今後は、基準体系の分かりやすさということを考えてもいい。単身世帯を基軸にするというのは分かりやすい。
- 受給者間の相対的な関係を見るだけなら、どこを基準としようが結果は同じ。基準の算出を手計算でしていたとすれば、標準世帯を基軸として世帯人数や年齢で調整するという方法をとることは合理的だったかもしれないが、コンピューターがこれだけ発達した現代においては、世帯人数と年齢を全部クロスさせて基準を作ることも可能ではないか。

## 4. その他

### (1) 自立の助長について

- 健康で文化的な最低限度の生活水準が絶対的な線ではなく幅のある基準であるとすれば、そこに、例えば、勤労控除の在り方などについて、法の目的である自立の助長を見込んだ基準にしていく余地があるのではないか。
- 自立には、就労自立、社会生活自立、日常生活自立の3つがあり、就労自立には生業扶助があるが、残り2つに関しては、生活扶助の中の被服費や教養娯楽費、交際費などが関係している。生活保護世帯には、就労以外の自立を目指す世帯のほうが多いので、これらを別建てにするか検討すべき。

### (2) 他制度との関係について

- 生活扶助基準は、他の社会保障制度にも影響する貧困ラインになっているので重要である。
- 生活扶助基準は、最低賃金や課税最低限にも関係があることに留意する必要がある。

### (3) その他

- かつて中央社会福祉審議会に生活保護専門分科会が常設されていたが、現在はない。今回のような議論を行う常設の場が必要ではないか。